

秋田市バリアフリー協議会設置要綱

平成22年9月10日
市長決裁

(設置)

第1条 高齢者等にやさしいまちづくりを目指す「秋田市エイジフレンドリーシティ構想」の推進に向け、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の4第1項および第26条第1項の規定に基づき、秋田市バリアフリー協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) バリアフリー法第24条の2第1項に規定する移動等円滑化の促進に関する方針（以下「バリアフリーマスタープラン」という。）の策定に関する事項
- (2) バリアフリーマスタープランの進捗管理に関するもののほか、その他バリアフリーマスタープランに関して必要な事項
- (3) バリアフリー法第25条第1項に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する事項
- (4) 基本構想の進捗管理に関するもののほか、その他基本構想に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体および福祉団体に所属する者
- (3) 公共交通事業者
- (4) 交通管理者

(5) 公共施設管理者および関係行政機関

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条第2号および第4号に掲げる所掌事項が完了する時までとする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に、会長および副会長1人を置く。

2 会長は、市長が指名し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

3 第3条第1号に定める委員以外については、代理人を出席させることができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、秋田市都市整備部都市計画課に置き、会務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後、最初に開催する会議については、第6条第1項の

規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。